

営業時間短縮または休業の要請にご協力いただいている飲食店の皆さまへ

上下水道料金減免のお知らせ



まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言に伴う営業時間短縮又は休業に、ご協力いただいている大津市内の飲食店を対象に、水道料金及び下水道使用料を減免します。

STEP 1

【以下の3つをご準備ください】

- ・ご使用番号がわかるもの(検針票)
- ・還付先の口座番号がわかるもの
- ・滋賀県営業時間短縮要請又は休業要請に係る飲食店に対する協力金申請書の写し
(オンライン受付完了後画面コピーでも可)

STEP 2

【電子申請または郵送にて申請】

電子申請だと、入力項目最短7問で約10分ほどで完了します！



大津市 飲食店 減免



減免対象月：8月分

申請期間：令和3年9月1日(水)～令和3年10月31日(日)

お問合せ先

大津市企業局お客様センター

電話番号：077-528-2603